

事 務 連 絡
平成28年8月5日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する各学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の
学校設置会社主幹課

文部科学省生涯学習政策局情報教育課

「教育情報セキュリティのための緊急提言」等について（事務連絡）

平成28年7月4日付28文科生第320号「教育の情報化に伴う情報セキュリティの確保について（通知）」においては、佐賀県の学校教育ネットワークに対する不正アクセスにより、生徒や保護者等の個人情報が窃取された事案に関して、事実関係を踏まえて必要な対応方針について検討の上、改めて連絡させていただく旨、お知らせしていたところです。

このことに関して、情報セキュリティを含む教育の情報化について検討するために、本年2月より文部科学省に設置されていた「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」（大臣政務官決定）（以下「懇談会」という。）において、教育委員会及び学校におけるシステムの脆弱性に関する事項を中心とした「教育情報セキュリティのための緊急提言」が取りまとめられましたので、お知らせいたします。

学校における情報セキュリティを確保するためにどのような対策を講じるかは、各学校の設置者において、地域の実情等を踏まえながら主体的に判断されるものでありますが、各学校の設置者及び各学校におかれては、本提言を参照しつつ、必要に応じて知事部局の情報担当部署とも連携を図りながら、教育情報セキュリティの確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対し、各教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県におかれては所轄の学校法人および私立学校（私立専修学校（高等課程を置くものに限る。）及び私立各種学校を含む。）に対し、各国立大学法人におかれては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び当該学校設置会社が設置する学校に対し、本件について十分な周知を図ることをお願いいたします。

なお、文部科学省においては、平成28年7月28日に懇談会において取りまとめられた「最終まとめ」を踏まえ、同月29日に「教育の情報化加速化プラン」を決定・公表いたしました。

「教育の情報化加速化プラン」では、情報セキュリティに関連し、「教育情報セキュリティ対策推進チーム（仮称）」をただちに設置し、平成28年度内を目途に、教育版の情報セキュリティポリシーガイドラインを策定することとしております。

また、同年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、「学校における情報セキュリティを確保したICT環境強化事業」が具体的措置として盛り込まれた

ところであり、文部科学省において、教員への情報セキュリティ研修の実施等について検討しておりますので、併せてお知らせいたします。

※「教育の情報化加速化プラン」につきましては、下記URLをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/1375100.htm

(本件お問い合わせ先)

文部科学省生涯学習政策局情報教育課

教育情報施策調整係

電話 03-5253-4111 (内線2085)